

## 由良川・福知山市街地における総合的な内水対策の計画段階評価に関する 有識者委員会規約（案）

### （趣旨）

第1条 本規約は、国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、由良川・福知山市街地における総合的な内水対策（以下「総合内水対策」という。）の計画段階評価に関する有識者等委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 近畿地方整備局長は、実施要領に基づき近畿地方整備局が実施する内水対策の計画段階評価にあたって、学識経験者等の意見を聴くことを目的として委員会を設置する。  
2 委員会は、実施要領に基づき近畿地方整備局が作成する計画段階評価（案）及びその対応方針（原案）について意見を述べるものとする。

### （組織等）

第3条 近畿地方整備局長は、由良川水系に関し学識経験等を有する者のうちから、委員を委嘱する。  
2 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

### （座長）

第4条 委員会には座長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。  
2 座長は、会務を総括し、委員会を代表する。  
3 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### （事務局）

第5条 委員会の事務局は、近畿地方整備局福知山河川国道事務所に置く。

### （運営）

第6条 委員会は、近畿地方整備局長の指示により事務局が招集する。  
2 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。

### （情報公開）

第7条 委員会の審議に関する情報は、公開とする。

### （規約の改正）

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う。

### （その他）

第9条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

### 附則

#### （施行期日）

この規約は、平成27年 月 日から施行する。